

中小企業BC(事業継続)力向上支援事業

企業の事業継続に役立つBCP(※)に意欲的に取り組む企業、団体などに対して、電話による相談対応、出前講座などを実施しています。

※BCP(Business Continuity Plan：事業継続計画)

企業が自然災害やテロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、企業自体の存続や重要な事業の継続・早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や事業復旧方法・手順などを取り決めておく経営計画のこと。

【支援内容】 BCP出前講座(みやぎ出前講座メニュー)

県職員が訪問して、BCPの基礎的内容や、BCPの簡単な取り組み方などについて説明いたします。

(本支援は、企業や団体の勉強会などの機会に御利用いただいています。)

【費用】 無料

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 商工経営支援課 商工経営指導班
〒980-8570 宮城県仙台市本町三丁目8-1 県庁14階
TEL：022-211-2742 e-mail：syokeisiks@pref.miyagi.jp

雇用維持対策事業

○宮城県雇用維持奨励金

東日本大震災(以下「大震災」。)の影響により事業活動の縮小を余儀なくされている事業主に対して、雇用の維持のために、雇用調整(休業、教育訓練又は出向)を実施する際の経費の一部を助成します。

雇用維持奨励金は、国の雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金に上乗せする形で助成する制度です。

1 対象となる事業主

- ① 大震災発生時、宮城県内に雇用保険適用事業所を有し、当該事業所において大震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされたこと。
- ② 平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に、雇用維持のために雇用調整(休業、教育訓練又は出向)を適正に実施したこと。
- ③ 当該雇用調整について、国から雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたこと。

2 奨励金の額

雇用の維持のために行われた休業、教育訓練又は出向に要した費用の10分の1(大企業は9分の1)に相当する額を支給します。

ただし、休業、教育訓練については、1人1日1,000円、出向については、1人1支給対象期132,000円を上限とします。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班

e-mail：koyousu@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2772

被災者雇用開発助成金

被災者を雇い入れた事業主の方に助成金が支給されます。(平成23年5月2日以降の雇入れに限ります。)

被災者雇用開発助成金

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方をハローワーク(公共職業安定所)等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金が支給されます。

○対象労働者

1 震災により離職された方(①～③のいずれにも該当する方)

- ①東日本大震災発生時に被災地域において就業していた方
- ②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
- ③震災により離職を余儀なくされた方

2 被災地域に居住する方

○支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、支給対象期(6ヶ月)ごとに支給されます。

①短時間労働者以外	中小企業	90万円(45万円×2回)
	大企業	50万円(25万円×2回)
②短時間労働者	中小企業	60万円(30万円×2回)
	大企業	30万円(15万円×2回)

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城労働局職業安定部 職業対策課助成金コーナー 又は 各ハローワーク(公共職業安定所)
〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 TEL 022-299-8063

成長分野等人材育成支援事業

成長分野等人材育成支援事業は、健康、環境分野及び関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、O f f - J T（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施した事業主に対し、訓練費用の助成を行う制度です。東日本大震災の発生により、この事業を拡充し、東日本大震災による被災者を新規雇用又は再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合に、業種を問わず訓練費を助成します。

1 支給対象事業主の要件

- (1) 雇用保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること
 - ① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち、災害救助法適用地域（以下、「適用地域」という。）に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用（※1）し、以前とは異なる職種や職場環境の下で円滑に就業させるために、O f f - J Tのみ、またはO f f - J TとO J Tを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること
 - ※1 平成23年3月11日以降、平成23年7月10日までの間に離職した者を、雇用期間の定めのない労働者として再び雇い入れる場合
 - ② 新規に雇い入れた被災離職者等（※2）に、O f f - J Tのみ、またはO f f - J TとO J Tを組み合わせ職業訓練を行う事業主であること
 - ※2 次のいずれかの者
 - ・ 平成23年5月1日以前に雇用期間の定めのない労働者として雇い入れた労働者であり、以下のア、イ、ウのすべてに該当する者
 - ア 東日本大震災時に適用地域において就業していた者
 - イ 震災後に離職し、その後安定した職業に就いたことがない者
 - ウ 震災により離職を余儀なくされた者
 - ・ 被災地域に居住する平成24年3月以降卒業予定の新規学卒者

2 支給対象となる職業訓練計画・職業訓練コース

- (1) 新たに配属した職種・部門の業務に関する訓練であること
- (2) 1コースの訓練時間が10時間以上であること
- (3) 職業訓練計画の実施期間が原則1年であること

3 支給額

- O f f - J Tについては、事業主が負担した訓練費用
 O J Tについては、対象労働者1人につき1時間当たり600円
 (1コース当たりの上限額は、合計20万円、1人当たり3コースまで)

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城労働局職業安定部 職業対策課助成金コーナー 又は 各ハローワーク（公共職業安定所）
 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 TEL022-299-8063

3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

◎ 3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金

- 卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を見つけてハローワークに提出し、3年以内の既卒者を正規雇用した事業主に奨励金が支給されます。
 - 「震災特例専用求人」を提出し、当該対象者を雇い入れ
 - 正規雇用での雇い入れから6ヵ月経過後に120万円を支給(※)
 - 雇用保険適用事業所単位で1事業所最大10回(震災特例対象者10人)まで支給が可能(※)
 - 対象となる既卒者の条件
 - ①平成21年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定の者
 - ②卒業後安定した職業に就いた経験がない(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない)者
 - ③40歳未満の者
- ※ 震災特例措置により支給額の上乗せ及び対象者数が拡大されています。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城労働局職業安定部 職業対策課助成金コーナー 又は

仙台新卒応援ハローワーク、各ハローワーク(公共職業安定所)

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 TEL 022-299-8063

〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン12階 TEL 022-726-8055

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則3か月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主の方に奨励金を支給します。

○支給対象事業主

既卒者トライアル雇用求人を見つけてハローワーク又は新卒応援ハローワークに提出し、ハローワーク又は新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3か月間の有期雇用として雇い入れ、その後正規雇用で雇い入れた事業主

○対象となる既卒者の条件

平成21年3月以降の新規学卒者で、卒業後安定した職業に就いた経験が無く、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者

○支給額

- ①有期雇用期間(原則3か月)
対象者1人につき月額10万円(最大30万円)
 - ②有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ
対象者1人につき60万円(正規雇用から3か月経過後に支給。)
- ※震災特例により、奨励金の額が50万円から60万円に引き上げられています。
※有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の対象となります。
奨励金の支給には、他にも一定の要件があります。

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城労働局職業安定部 職業対策課助成金コーナー 又は 各ハローワーク(公共職業安定所)

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 TEL022-299-8063

宮城県勤労者地震災害特別融資制度

東日本大震災で被災された勤労者の方を対象とする特別融資制度です。
(※平成24年3月30日まで)

- ご融資金利：年0.8%（固定金利）
- ご融資金額：最高200万円
- ご融資期間：最長10年以内
- お申込期間：平成23年5月20日から平成24年3月30日まで
- お使いみち：

- 罹災による家屋等の修繕・改修費用
- 家財道具の購入
- 車両の修理・買い換え費用
- 傷病の入院・治療等
- 葬祭費用
- 賃貸住宅入居費用
- 当面の生活資金
- その他災害復旧に要する費用（但し借換え資金は除く）

■確認資料：罹災証明書等（その他東北労働金庫が必要と認める書類）

※ご利用いただける方

- ・平成23年東北地方太平洋沖地震で被災され、緊急に生活資金を必要とされる方。
- ・企業等に勤務し、宮城県内に住所か勤務先がある方。
- ・東北労働金庫の審査基準を満たされる方。

※担保・保証

- ・担保は不要です。
- ・原則としてろうきん指定の保証機関をご利用いただきます。
- ・別途保証料が必要になります。（年0.4%～0.8%）

※保証料補給のご案内

- ・宮城県勤労者地震災害特別融資をご利用いただく方に、条件により(財)宮城県労働者福祉基金協会から、ご融資に伴う保証料の一部が補給されます。

○東北労働金庫所定の審査基準による審査があり、審査の結果、ご融資できないなどご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

******* お問い合わせ・相談窓口 *******

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 労政調整班 e-mail: koyour@pref.miyagi.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 TEL 022-211-2771

東北労働金庫宮城県本部

〒980-0023 仙台市青葉区北目町1-5 Ace21ビル フリーダイヤル 0120-1919-62

（宮城県内の東北労働金庫各店の店頭パンフレットをご用意しています。）